

## 陳 情 文 書 表

平 3 0 陳 情 第 1 号	平成 3 0 年 2 月 1 5 日 受 理
件 名	庁舎内における市職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情
陳 情 者	大和市南林間 7 - 1 3 - 9 小林 久人
陳 情 の 要 旨	
<p>近年、全国各市町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、産経新聞や世界日報、月刊ウイイル等の各種メディアで報道されています。</p> <p>その中で、川崎市役所の実態が報告されていますが、庁舎内で市職員が、これほど多くの政党機関紙（主にしんぶん赤旗）を市議会議員の勧誘によって購読している（させられている）とは思いませんでした。全国でも川崎市と同様の事例はたくさんあるようです。</p> <p>秦野市でも同様に執務室内に配達されるような現状があるとすると、私たちの個人情報保護への不安が募り、市役所への信頼が揺らぎます。もし許可なく、政党機関紙が勧誘・配達・集金が行われている場合は、庁舎管理規則違反であると思います。</p> <p>また、政党機関紙が許可なく勧誘・配達・集金されているのであれば、どんな団体でも自由に出入りできるという、とんでもない状況になりうる危険性がありさらに心配が増します。そこで、現状の確認と改善のため、下記の事項について陳情いたします。</p>	
陳情事項	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎管理規則に定められている事項を厳守し、市民の大切な情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにしてほしい。</li> <li>2 思想及び良心の自由があるので、個人として政党機関紙を購読する自由は認められるが、市役所内では市職員の皆様に政治的中立を守ってほしいので、政党機関紙を購読する場合は、自宅を配達先にして購読するように指導を徹底してほしい。</li> <li>3 市職員が政党機関紙の購読を強制（「市議会議員に勧誘されて断りきれない」という心理的強制を含む。）されることのないようにしてほしい。</li> </ol>	

い。また、市職員が政党機関紙の購読勧誘を拒否した場合、あるいは購読を辞めた場合でも、不当な嫌がらせ等を受けないことを担保するため、政党機関紙の勧誘に関する市職員のパワハラ相談窓口を明確に定め、庁舎内の通達を徹底してほしい。